

別表 1 (交付要綱第 3 条第 2 項関係)

業種区分	細分類・細目
農業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かいわれ大根製造業（苗床栽培方式で、工場的生産設備を有するもの）</li> <li>・ きのご製造業（菌床栽培方式で、工場的生産設備を有するもの）</li> <li>・ 荒茶・仕上茶製造業（生産加工設備を有するもの）</li> <li>・ 蚕種製造業（生産加工設備を有するもの）</li> <li>・ 鶏卵の人工ふ化業（人工ふ卵設備を有するもの）</li> </ul>
林業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素材生産業（一般材・パルプ材・くい丸太等、立木を購入し、伐木として主として素材のまま販売するもの）</li> <li>・ 素材生産サービス業（素材生産請負業等）</li> <li>・ 林業サービス業（薪製造、炭焼請負等製造加工設備を有するもの）</li> </ul>
漁業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真珠養殖業（養殖から加工まで一貫作業として行っているもの）</li> </ul>
風俗営業・飲食業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事の提供を主目的とするもの並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するもの</li> <li>・ 風俗営業飲食業保証制度に該当するもの</li> </ul>
金融・保険業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険媒介代理業</li> <li>・ 保険サービス業（損害査定業等）</li> </ul>
公務	
サービス業	<p>特殊浴場業（性風俗特殊営業のもの）  興信所（個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの）  易断所、観相業  相場案内業（けい線屋）  競輪・競馬等の競走場  競輪・競馬等の競技団  パチンコホール  スロットマシン場  ビンゴゲーム場  射的場  芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）  場外馬券売場  場外車券売場  競輪・競馬等予想業</p>

	性風俗特殊営業 芸ぎあっせん業 集金業、取立業（公共料金に係るものを除く） 政治・経済・文化団体 宗教
--	---